

資料提供(説明付き) 平成31年3月27日(水)15時30分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
教育委員会事務局 教育総務課 (電話059-229-3292)	教育事務調整担当参事 (兼)教育総務課長 下里 秀紀

## 久居教育事務所職員による 不適正な契約行為に係る懲戒処分等について

このことについて、久居教育事務所職員による不適正な契約行為に係る事案に関し、地方公務員法の規定等に基づき、平成31年3月27日付けで下記のとおり懲戒処分等を行いました。

### 記

#### 1 事案の概要等

今回の事案は、地域包括ケア推進室地域包括ケア推進担当主幹(兼)地域包括ケア支援センター(当時 久居教育事務所学校教育・人権教育担当副主幹)(44歳)が、平成29年度の施設修繕に係る予算残額が不足している状況で新たな発注ができないことを認識していながら、当時の上司(久居教育事務所長(56歳)及び久居教育事務所調整・学校教育・人権教育担当主幹(60歳))からの指示により、同年度中に施設修繕を発注し、結果的に平成30年度予算での支払を生じさせたものであります。

また、久居教育事務所学校教育・人権教育担当副主幹(46歳)は、平成29年度に発注し、同年度中に完了した修繕であることを認識していながら、当該修繕に係る修繕料を平成30年度予算で支払い、また、修繕業者から提出された完成写真の平成29年度の日付を平成30年度の日付に書き換えた不適正な事務処理を行ったものであります。

#### 2 処分の内容等

被処分者	処分内容
久居教育事務所長(56歳) 久居教育事務所調整・学校教育・人権教育担当主幹(60歳) 久居教育事務所学校教育・人権教育担当副主幹(46歳)	戒告(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定による)
地域包括ケア推進室地域包括ケア推進担当主幹(兼)地域包括ケア支援センター(当時 久居教育事務所学校教育・人権教育担当副主幹)(44歳)	

教育委員会事務局教育次長（54歳）	任命権者からの文書による 嚴重訓告
健康福祉部長（当時 教育委員会事務局教育次長）（54歳）	